

総目次

○令和元年度税制改正の概要	(1)
一 国 税 関 係	(1)
二 地 方 税 関 係	(39)
○わが国の租税体系	(61)
一 税 金 の 種 類	(61)
二 租 税 体 系	(62)
三 租 税 収 入	(67)
四 租 税 負 担	(70)

■税法便覧——国税の部

○国 税 通 則 法	(3)
○国 税 徴 収 法	(56)
○電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特 例に関する法律	(67)
○国外送金等に係る調書提出制度	(73)
○所 得 税 (細目次参照)	(82)
○復興特別所得税 (細目次参照)	(313)
○所得税の源泉徴収 (細目次参照)	(315)
○法 人 税 (細目次参照)	(359)
○復興特別法人税 (細目次参照)	(802)
○地 方 法 人 税 (細目次参照)	(805)
○相 続 税 (細目次参照)	(811)
○贈 与 税 (細目次参照)	(873)
○地 価 税	(908)
○印 紙 税	(918)
○登 録 免 許 税	(928)
○消 費 税 (細目次参照)	(953)

国 税 通 則 法 (租税特別措置法を含む)

凡例 法……………国税通則法 令……………国税通則法施行令 規………国税通則法施行規則
 措法……………租税特別措置法

(1) 総 則

1 国税通則法の目的等

項 目	内 容	備 考
目 的	<p>国税についての基本的な事項及び共通的な事項を定め、税法の体系的な構成を整備し、かつ、国税に関する法律関係を明確にするとともに、税務行政の公正な運営を図り、もって国民の納税義務の適正かつ円滑な履行に資することを目的とする(法1)。</p>	
他の税法との関連	<p>この法律に規定する事項で他の税法に別段の定めがあるものは、その定めるところによる(法4)。</p>	

2 国税の納付義務の承継等

項 目	内 容	備 考
相続による承継	<p>相続があった場合には、相続人又は相続財産法人(民法951)は、その被相続人に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する(法5)。</p>	<p>○相続人が限定承認をしたときは、その相続により取得した財産の価額が責任の限度となる。</p> <p>○相続人が2人以上あるときは、承継する総税額を各相続人の民法(900~902)の規定による相続分によりあん分して各相続人の承継すべき税額を計算する(法5②)。</p> <p>○上記の場合において、承継税額を超えて財産を相続した者があるときは、その相続人は、その超える価額を限度として他の相続人の承継税額を納付する責めに任ずる(法5③)。</p>

<p>法人の合併等による承継</p>	<p>法人が合併した場合には、合併法人が被合併法人に課されるべき、又は納付し、若しくは徴収されるべき国税を納める義務を承継する（法6）。</p> <p>また、人格のない社団等に属する権利義務が包括して承継された場合については、法人が合併した場合におおむね準ずる（法7）。</p>	
<p>信託に係る国税の承継</p>	<p>次の場合には、受託者の信託に係る国税の納付義務がそれぞれの者に承継される（法7の2）。</p> <p>① 受託者の任務が終了した場合において新受託者が就任したとき…新受託者</p> <p>② 受託者が二人以上ある場合においてその一人の任務が終了したとき…信託事務の引継ぎを受けた受託者</p> <p>③ 受託者が死亡した場合…信託財産法人（信託法74①）</p> <p>④ 受託者である法人が分割した場合…受託者としての権利義務を承継した法人</p>	<p>○信託に係る国税の納付義務が承継された場合でも前受託者等は固有財産をもって納付する責任を負う。また、新受託者は、信託財産のみをもって納付する責任を負う。</p>
<p>法人の合併等に係る連帯納付義務</p>	<p>合併等を無効とする判決が確定した場合には、その合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人のその合併等以後の国税について、連帯納付義務を負う（法9の2）。</p>	
<p>法人の分割に係る連帯納付の責任</p>	<p>法人が分割（分社型分割を除く。）をした場合には、その分割により事業を承継した分割承継法人は、その分割前の国税について、その分割法人から承継した財産の価額を限度として連帯納付責任を負う（法9の3）。</p>	<p>○信託に係る一定の国税については連帯納付責任の対象から除かれる（法9の3）。</p>

3 期間及び期限

項 目	内 容	備 考
<p>期間の計算</p>	<p>各税法において日、月又は年をもって定める期間の計算は次による（法10①）。</p> <p>① 期間の初日は算入しない。</p> <p>② 期間を定めるのに月又は年をもってしたときは、暦に従う。</p> <p>③ ②の場合において、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年においてその</p>	<p>○その期間が午前零時から始まる時、又は各税法に別段の定めがあるときは、初日を算入する（法10①一ただし書）。</p> <p>○最後の月にその応答する日がないときは、その月の末日に満了する（法10①三</p>

<p>期限の特例</p>	<p>起算日に相当する日の前日に満了する。</p> <p>各税法に定める申告、申請、請求、届出その他書類の提出、通知、納付又は徴収に関する期限が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他一般の休日又は土曜日若しくは12月29日から31日までの日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とする（法10②）。</p>	<p>ただし書）。</p> <p>○時をもって定める期限その他特別な期限は除かれる（法10②）。</p> <p>○国民の祝日に関する法律においては、国民の祝日が日曜日に当たる場合の祝日の翌日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日は、休日とされており、左記の規定が適用される（同法3②③）。</p> <p>○期限の延長には、国税庁長官が地域及び期日を指定する場合と対象者の範囲及び期日を指定する場合のほか、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長に申請を行って期日を指定してもらう場合とがある（令3）。</p>
<p>災害等による期限の延長</p>	<p>災害その他やむを得ない理由により、各税法に基づく申告その他書類の提出等に関する期限までにこれらの行為をすることができないときは、その理由のやんだ日から2月以内に限り、その期限の延長が認められる（法11）。</p>	<p>○期限の延長には、国税庁長官が地域及び期日を指定する場合と対象者の範囲及び期日を指定する場合のほか、国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長に申請を行って期日を指定してもらう場合とがある（令3）。</p>

4 送 達

項 目	内 容	備 考
<p>書類の送達</p>	<p>各税法の規定に基づいて税務署長等が発する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。）に送達される（法12①）。</p>	<p>○納税管理人があるときは、その住所又は居所に送達される（法12①ただし書）。</p>
<p>郵便等による送達</p>	<p>郵便又は信書便によって書類を発送した場合には、通常到達すべきであった時に送達があったものと推定される（法12②）。</p>	
<p>交付送達</p>	<p>交付送達は、行政機関の職員が、その送達を受けるべき者の住所又は居所において、その者に書類を交付して行われる（法12④）。</p>	<p>○送達の場所において、その者に出会わない場合は、その使用人、同居者等相当のわきまえのある者に交付される（法12⑤一）。</p> <p>○本人又は上記の者が送達の場所にいない場合又は正</p>

索引

(ア 行)

青色事業専従者	307
青色事業専従者（個人住民税）	1110
青色申告（所得税）	307
青色申告特別控除	118
青色申告の特典（所得税）	307
青色申告（法人税）	765
圧縮記帳による課税特例の経理方法	409
誤った教示をした場合の救済	48
異常危険準備金	568
一時所得	149
一括償却資産	510
一括比例配分方式	1008
一般株式等に係る譲渡所得の課税の特例	241
一般農地に係る固定資産税の負担調整措置	1186
一般の土地等の特別課税（法人税）	752
移転価格税制に係る徴収猶予制度法人住民税	1145
移動平均法	446
遺留分	815
医療費控除	174
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈 与税の税額控除	901
医療法人の持分に係る経済的利益についての贈 与税の納税猶予及び免除	901
医療法人の持分についての相続税の税額免除	871
医療法人の持分についての相続税の納税猶予及 び免除	868
医療法人の持分の放棄があった場合の贈与税の 課税の特例	875
医療用機器等の特別償却	538
印紙税の課税物件表の適用に関する留意事項	919
請負による損益の計上時期	385
受取配当等の益金不算入	394
受取配当等の益金不算入（連結納税）	784
売上原価	440
売上原価の計算算式	440
売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税 額の控除	1037

売上割戻し等との区分（交際費）	468
運送収入	390
エコカー減税	1206
延滞金（地方税の）	1252
延滞税	20
延滞税の免除	22
延滞税の割合の特例	51
延納（所得税の）	301
延納（相続税の）	843
延納（贈与税の）	886
沖縄の特定地域において工業用機械等を取得し た場合の法人税額の特別控除	724

(カ 行)

海外新鉱床探鉱費	592
海外投資等損失準備金	568
海外渡航費	479
外貨建資産等の期末換算の方法（法人税）	627
外国子会社配当益金不算入	398
外国税額控除（個人住民税の）	1121
外国税額控除（所得税の）	276
外国税額控除（法人住民税の）	1141
外国税額控除（法人税の）	711
外国転出時課税の規定の適用を受けた場合の譲 渡所得等の特例	147
外国法人の内部取引にかかる課税の特例	644
介護費用保険の保険料	463
会社更生等による債務免除等があった場合の欠 損金の損金算入	598
会社更生等の場合の評価損	589
開発負担金	488
革新的情報産業活用設備の特別償却	528
革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人 税額の特別控除	742
各相続人等の税額	838
確定給付企業年金等の掛金等の損金算入	457
確定決算	377
確定申告（消費税の）	1047
確定申告（所得税の）	298

確定申告（法人事業税の）……………1161
 確定申告（法人住民税の）……………1143
 確定申告（法人税の）……………760
 確定損失申告書……………300
 貸倒れに係る消費税額の控除……………1040
 貸倒れの損金算入……………582
 貸倒引当金（法人税）……………554
 貸付信託の受益権等の譲渡による所得の課税の特例……………262
 過少申告加算税……………23
 課税売上割合……………1009
 課税売上割合が著しく変動した場合等の調整対象固定資産についての仕入れに係る消費税額の調整……………1025
 課税価格（相続税の）……………822
 課税価格（贈与税の）……………884
 課税貨物に係る消費税額の還付があった場合の特例……………1024
 課税期間（消費税の）……………998
 課税期間（所得税の）……………88
 課税業務用調整対象固定資産を非課税業務用に転用した場合の調整……………1027
 課税財産（相続税の）……………816
 課税財産（贈与税の）……………876
 課税仕入れ等の時期……………1017
 課税仕入れの範囲……………1015
 課税所得金額（個人住民税の）……………1118
 課税所得金額（所得税の）……………187
 課税所得の計算方式（所得税）……………105
 課税総所得金額の計算（所得税）……………162
 課税台帳の閲覧……………1181
 課税の範囲（登録免許税の）……………928
 課税標準（印紙税の）……………918
 課税標準（株式等譲渡所得割の）……………1134
 課税標準（法人事業税の）……………1149
 課税標準（個人住民税の）……………1109
 課税標準（固定資産税の）……………1179
 課税標準（消費税の）……………1002
 課税標準申告……………11
 課税標準（地方消費税の）……………1169
 課税標準（道府県民税利子割の）……………1132
 課税標準の計算（登録免許税の）……………928

課税標準（配当割の）……………1136
 課税標準（不動産取得税の）……………1196
 課税標準（法人事業税の）……………1152
 課税標準（法人住民税の）……………1139
 課税標準（法人税の）……………376
 仮装経理等により支給した役員給与の損金不算入……………456
 仮装経理の場合の更正に伴う法人税額の控除……………712
 割賦販売等……………381
 合併及び分割による資産等の時価による譲渡……………677
 家内労働者等の所得計算の特例……………113
 寡婦（寡夫）控除……………182
 株式移転に係る譲渡所得等の特例……………258
 株式交換に係る譲渡所得等の特例……………257
 株式等に係る譲渡所得等の課税の特例（個人住民税）……………1112, 1129
 株式等の譲渡の対価の受領者等の告知……………253
 貨物割……………1173
 仮登記に係る債権と国税との調整……………59
 為替予約差額の配分（法人税）……………630
 簡易課税制度……………1031
 換価の猶予……………64
 関西国際空港用地整備準備金……………570
 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却……………532
 完全支配関係がある法人間の受贈益……………404
 完全支配関係がある法人の間の取引の損益の調整……………634
 換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例（法人）……………422
 換地処分等に伴い資産を取得した場合の特例（個人）……………204
 還付加算金……………18, 771
 還付加算金の割合の特例……………52
 還付金（消費税）……………1051
 還付（所得税）……………303
 還付（登録免許税の）……………931
 がん保険の保険料……………464
 関連者純支払利子等の額……………648
 関連者等に係る支払利子等の損金不算入……………648
 機械設備等の販売に伴う据付工事の収益の計上時期……………389